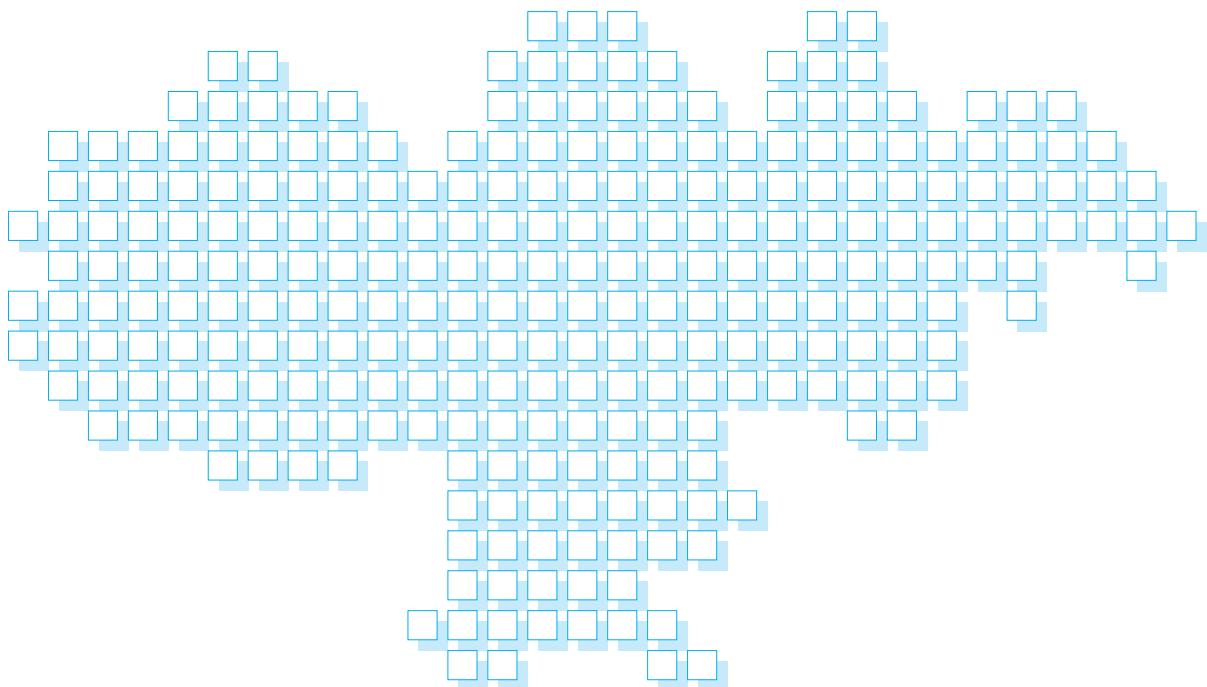


# 第三次 豊島区一般廃棄物処理基本計画

– 3Rの輪が広がる循環のまち –

2014 > 2028



平成 26 年 3 月





## 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画の目的 .....	1
2 計画改定の背景 .....	1
3 計画期間 .....	3
4 計画の対象範囲 .....	3
5 関連法との位置づけ .....	4
第2章 リサイクル・清掃事業の現状 .....	5
1 豊島区の清掃事業の沿革 .....	5
2 人口の推移 .....	6
3 事業所数の推移 .....	6
4 ごみ量推移 .....	7
5 資源回収量・資源化率推移 .....	7
6 ごみと資源の流れ .....	8
第3章 基本理念及び基本方針 .....	9
1 基本理念 .....	9
2 基本方針 .....	10
第4章 計画目標 .....	12
1 計画目標 .....	12
2 目標達成によるごみ量の推移 .....	13

第5章 施策 .....	14
1 施策体系 .....	14
2 具体的施策 .....	15
第6章 生活排水処理基本計画 .....	20
1 基本方針 .....	20
2 基本計画 .....	20
3 処理の区分・主体 .....	20
用語解説 .....	21
資料編	
資料1 家庭系ごみの組成	
資料2 豊島区のごみ量の予測と計画目標の設定フロー	
資料3 豊島区のごみ量の予測と計画目標	

※表とグラフの数値について、端数処理のため内訳と合計が一致しない場合があります。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的としています。

## 2 計画改定の背景

平成12年に清掃事業が東京都から特別区に移管されたことに伴い、本区は一般廃棄物処理の責任主体として一般廃棄物処理基本計画を策定しました。また本区では、清掃事業の移管にさきがけ、平成7年から資源の分別回収を実施しており、資源回収品目の拡充等を図りながら、廃棄物の安定的な処理とごみ減量に向けた取り組みを進めてきました。

平成20年には、それまで不燃ごみとしていた廃プラスチック、ゴム、皮革を燃やすごみとして回収する廃プラスチックサーマルリサイクルや、資源の回収を週2回に倍増させる新資源回収を新たに開始しました。これに併せ、平成21年3月に一般廃棄物処理基本計画の1度目の改定を行っています。

その後、平成23年に発生した東日本大震災では廃棄物処理のライフラインとして重要性が再認識され、平成25年5月に策定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、リデュース・リユースの推進等、量だけでなく質にも注目した循環型社会や安全・安心の強化を打ち出しています。

このような本区をとりまく状況の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の2度目の改定を行いました。

## (1) 国の状況

平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、「量」だけでなく循環型社会の「質」に着目し、「2R の推進」「使用済製品からの有用金属の回収」「水平リサイクルの定着」「有害物質の適正処理」を始め、環境産業の育成や環境教育等の推進との確な情報提供等を掲げています。また、そのためには国、自治体、国民、NPO、教育機関、製造業者、排出事業者等、各主体の連携強化が必要であるとし、自治体にはコーディネーターとしての役割を強く求めています。

個別のリサイクル法としては、有用金属の有効利用を目的に、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(通称 小型家電リサイクル法)」が施行され、リサイクルの充実が図られています。この小型家電リサイクル法は「促進」型の法律と位置付けられ、国、自治体、事業者等の役割を明確化したうえで、義務として制度化するのではなく、それぞれの取り組みを促進することを謳っていることが大きな特徴です。

## (2) 都の状況

平成 23 年に改定した東京都廃棄物処理計画では、平成 27 年度の最終処分量を平成 19 年度と比べ約 30% 減少させることを目標に、「3R 施策の促進」「適正処理の促進」「静脈ビジネスの発展の促進」を掲げています。

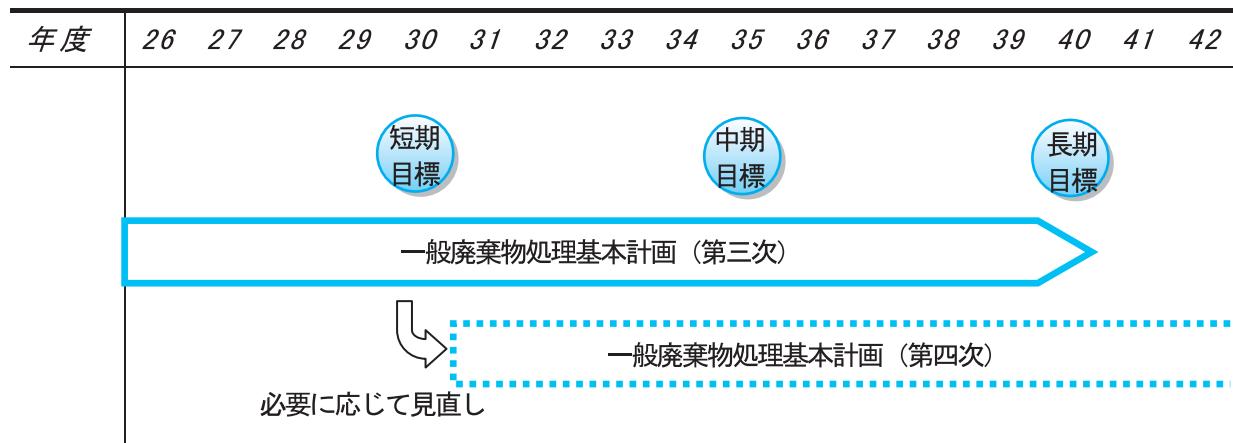
また、平成 24 年に改定した埋立処分計画においても、平成 24 年度から平成 38 年度までの最終処分量を前計画と比べ約 18% 減少させるとしています。

### 3 計画期間

平成 26～40 年度までの 15 年間を計画期間とします。

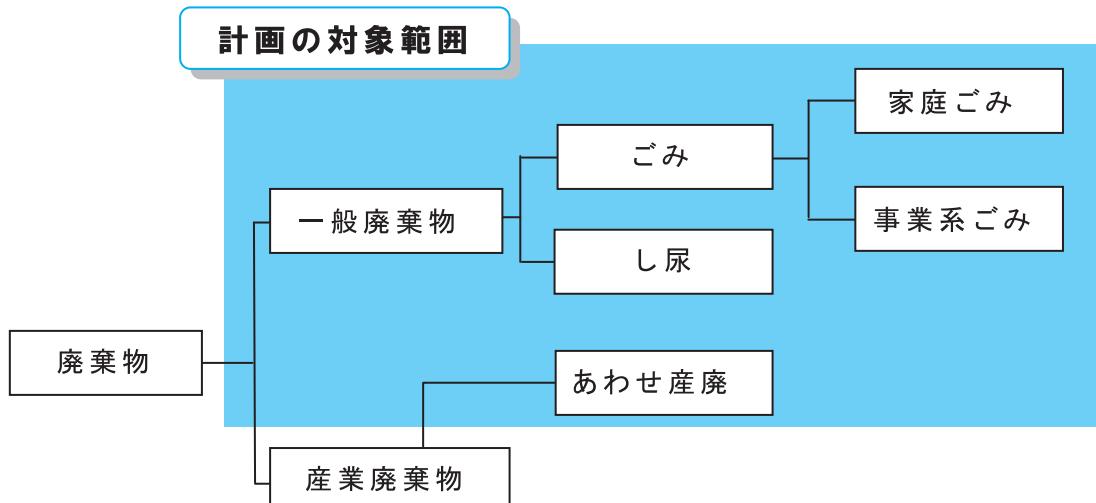
計画期間は、平成 26 年度から 30 年度までを短期、35 年度までを中期、40 年度までを長期とし、それぞれの最終年度の目標値を定めます。

なお、概ね 5 年ごとに計画の進捗状況や社会経済状況の変化及び関連計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。



### 4 計画の対象範囲

豊島区で発生する一般廃棄物を対象とします。廃棄物とは、ごみやし尿等だけでなく資源も含む不要となって排出されるものの総称です。



※一般廃棄物…産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭ごみの他、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。

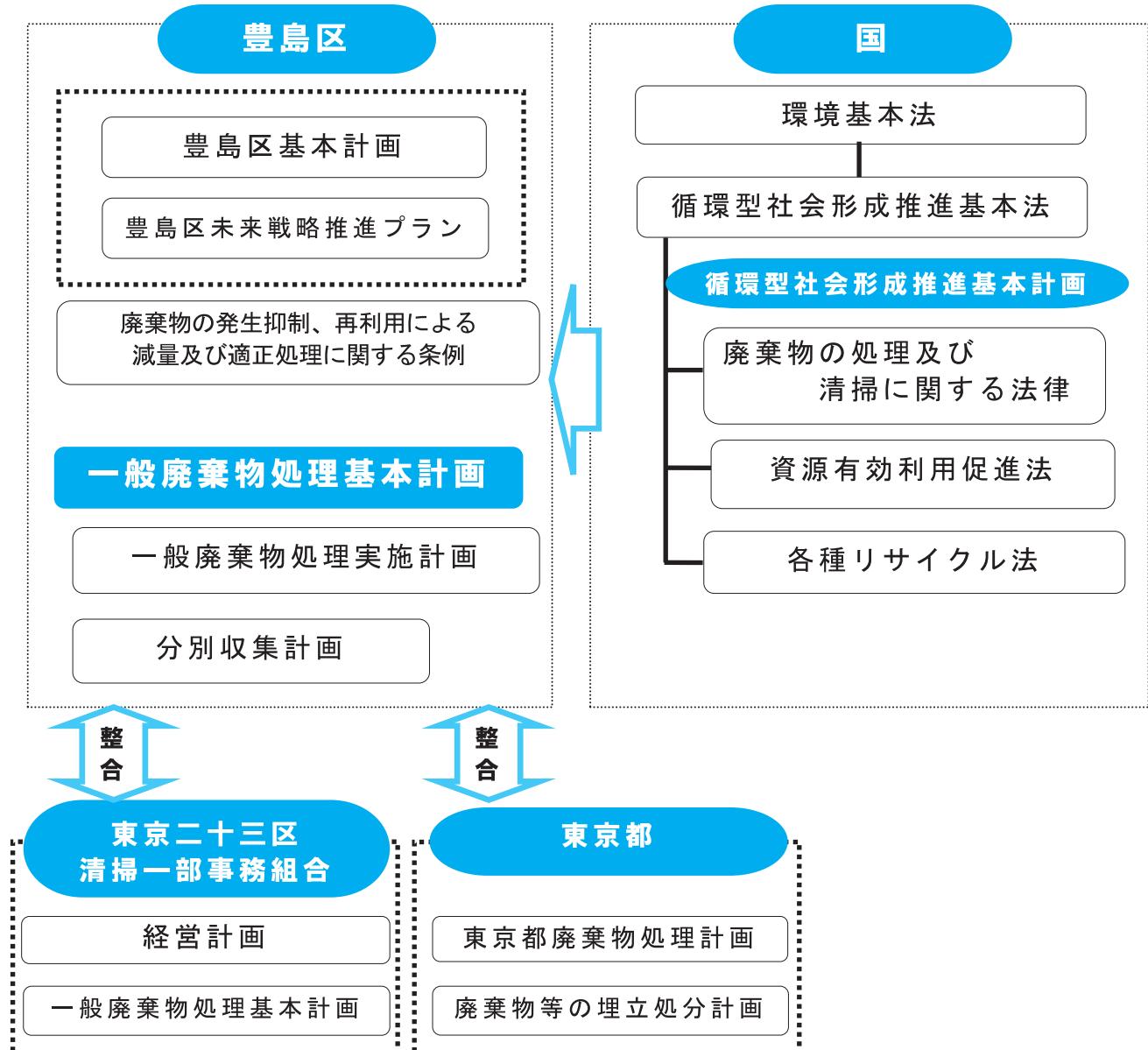
※産業廃棄物…事業活動に伴って排出される廃棄物で、政令で定められた 20 品目及び輸入された廃棄物をいいます。

※あわせ産廃…一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

## 5 関連法との位置づけ

この計画は、「豊島区基本計画」や「豊島区未来戦略推進プラン」などの方針に基づき、本区において発生する一般廃棄物の処理に関する長期的な目標や施策を明らかにするものです。

また、東京23区ではごみの処理処分を共同で行っているため、中間処理については東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」と、また最終処分については東京都の「東京都廃棄物処理計画」などと連携を図ります。



# 第2章 リサイクル・清掃事業の現状

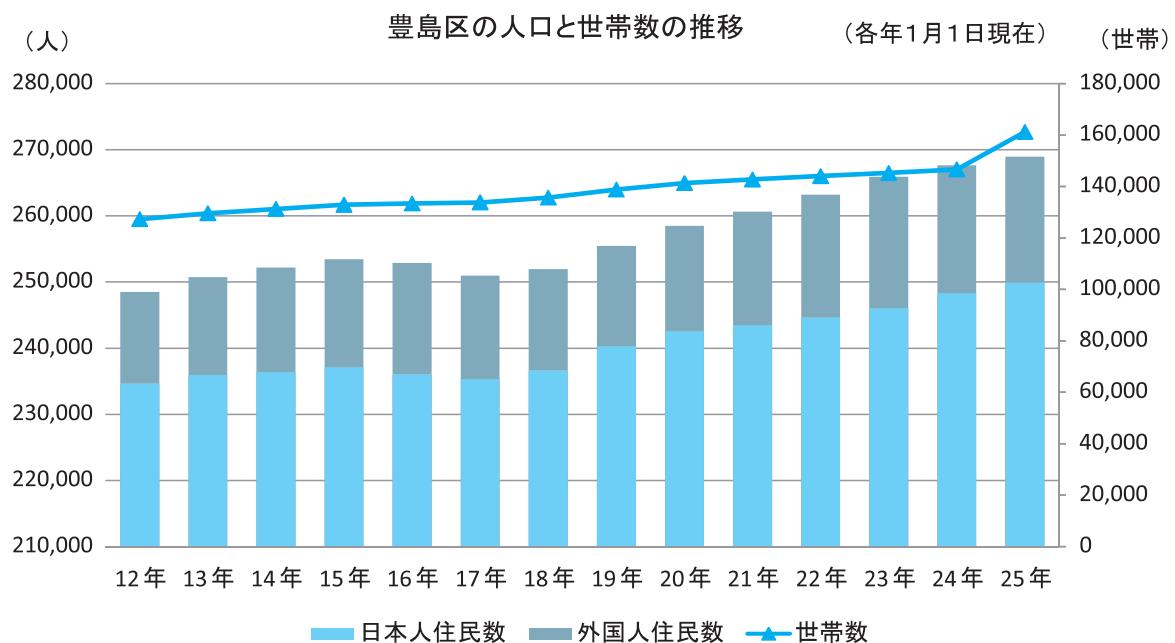
## 1 豊島区の清掃事業の沿革

昭和44年	粗大ごみ収集の開始
昭和47年	豊島区ごみ減量運動推進協議会発足 「豊島方式」の集団回収開始
昭和48年	可燃ごみ・不燃ごみ分別回収の開始
平成 7年	資源回収のパイロットプラン開始 一部地域で7品目9分別の資源回収
平成 8年	区内全域に拡大
平成11年	パイロットプランの品目増加 厚紙製の箱、包装紙を追加し7品目11分別へ
平成12年	東京都から特別区へ清掃事業移管
平成14年	新パイロットプラン開始 区内全域で8品目12分別の資源回収 (ボトルタイプのプラスチック製容器を追加) 奇数週・偶数週で異なる品目を回収
平成20年	新資源回収本格実施 全品目を毎週回収 廃プラスチックサーマルリサイクルの開始

## 2 人口の推移

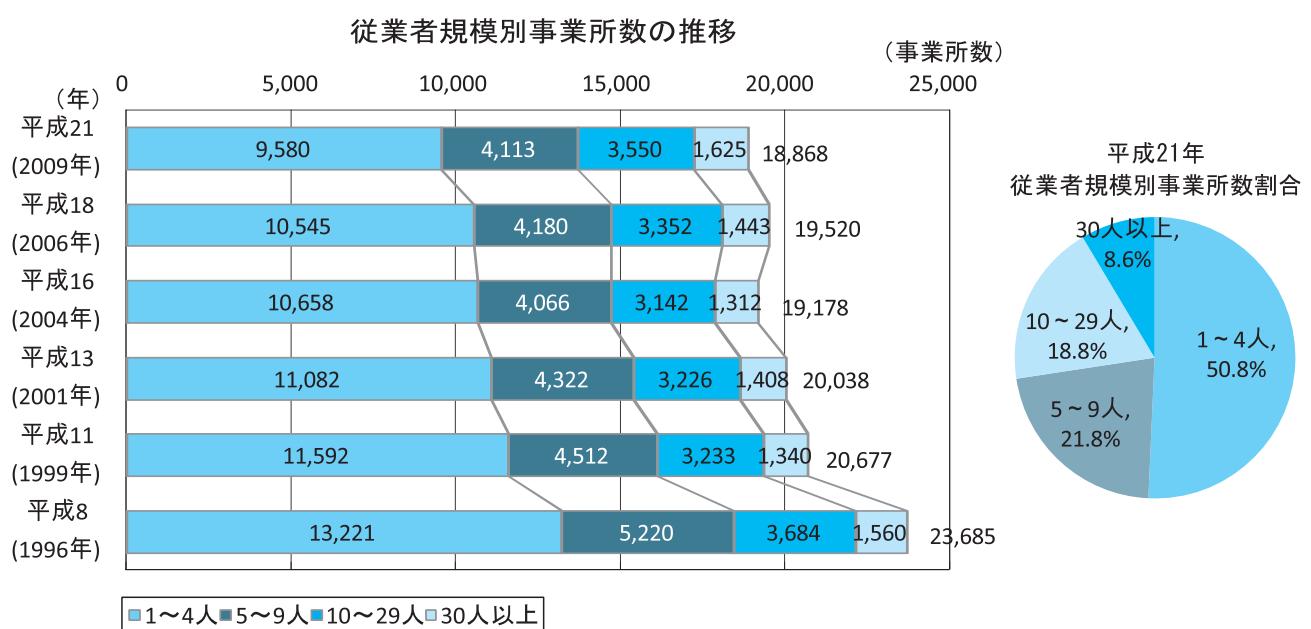
平成 16、17 年の 2 年間は一時的に減少しましたが、平成 18 年からは再度増加に転じ平成 25 年 1 月現在で 268,959 人（外国人を含む）となっています。

また、区の人口密度は、平成 25 年 1 月現在、206.7 人/ha であり、全国でも最も高い水準となっています。



## 3 事業所数の推移

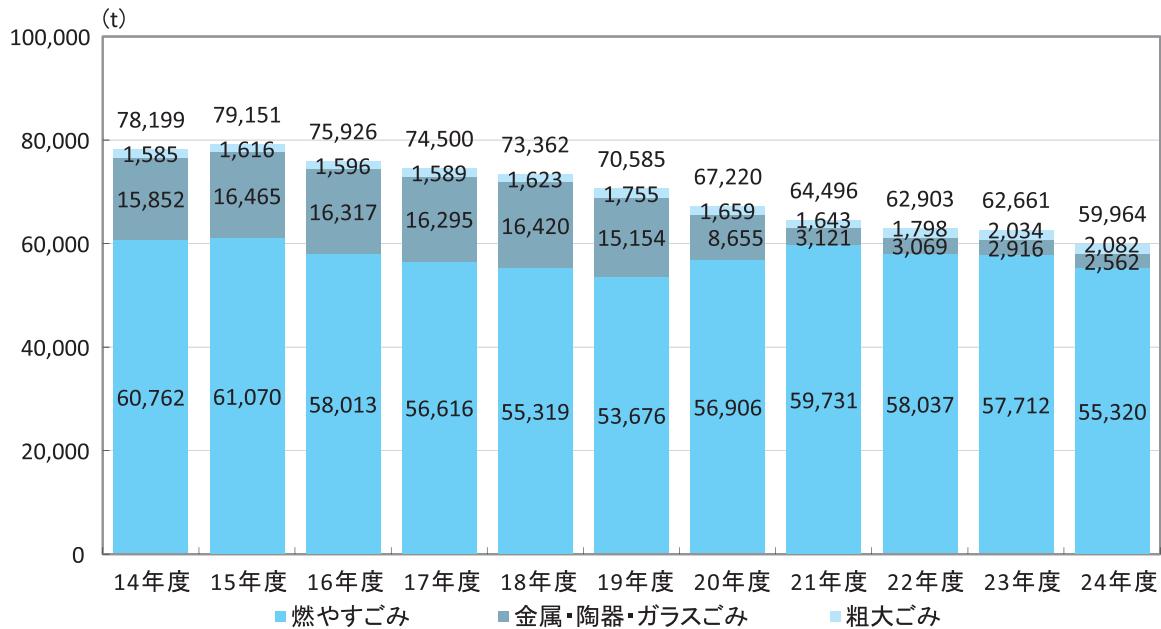
事業所数全体は減少傾向にあります。従業員別に見ると 1~4 人規模の事業者が全体の約 5 割を占めています。



「としま政策データブック 2013」より

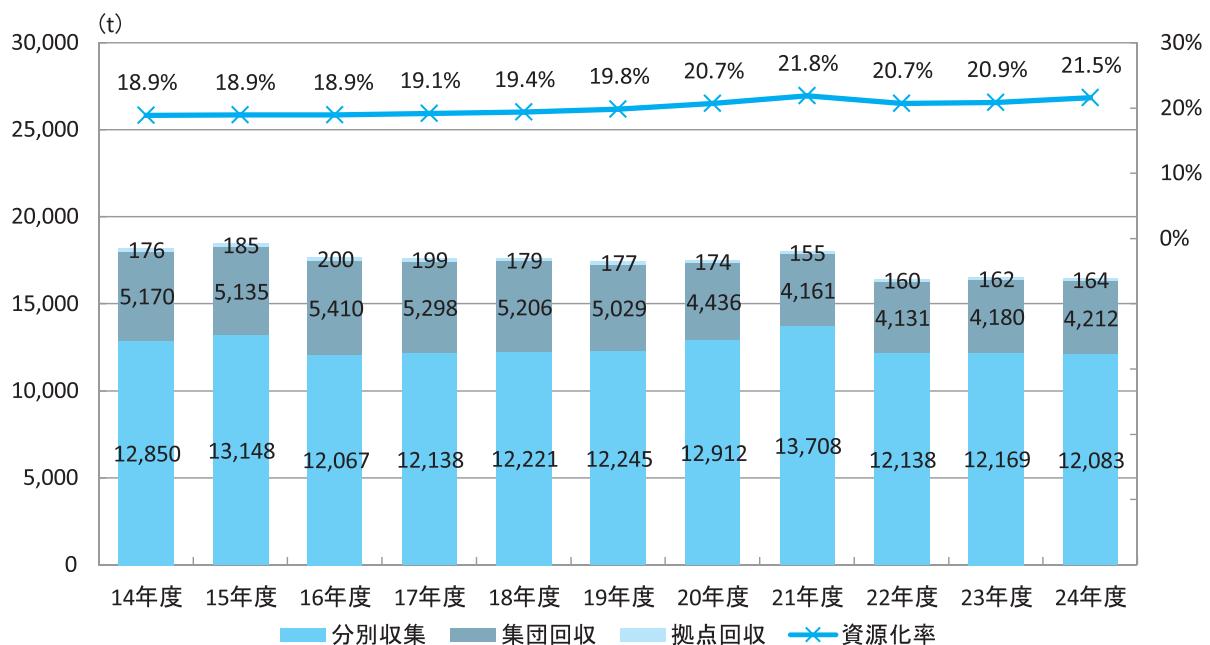
## 4 ごみ量推移

平成 15 年度以降、人口の増加にもかかわらず、容器包装の軽量化、リサイクル意識の向上などにより、ごみ量が減少傾向にあります。平成 24 年度には平成 15 年度の約 75% まで減少しています。



## 5 資源回収量・資源化率推移

平成 14 年度の「新パイロットプラン」開始以降、ごみ量が減少を続けているにもかかわらず、資源回収量は一定水準を維持しており、資源化率は微増しています。

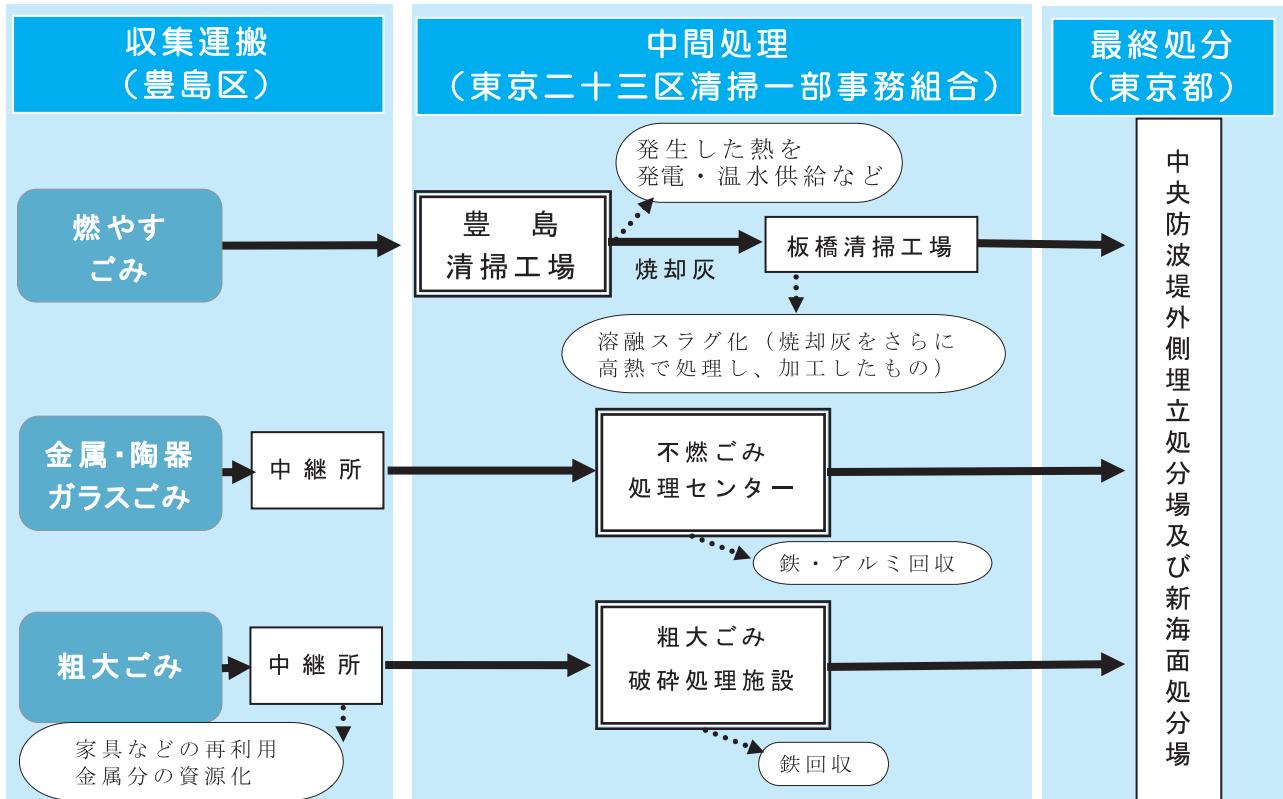


$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源回収量}}{\text{区收集ごみ量} + \text{資源回収量}}$$

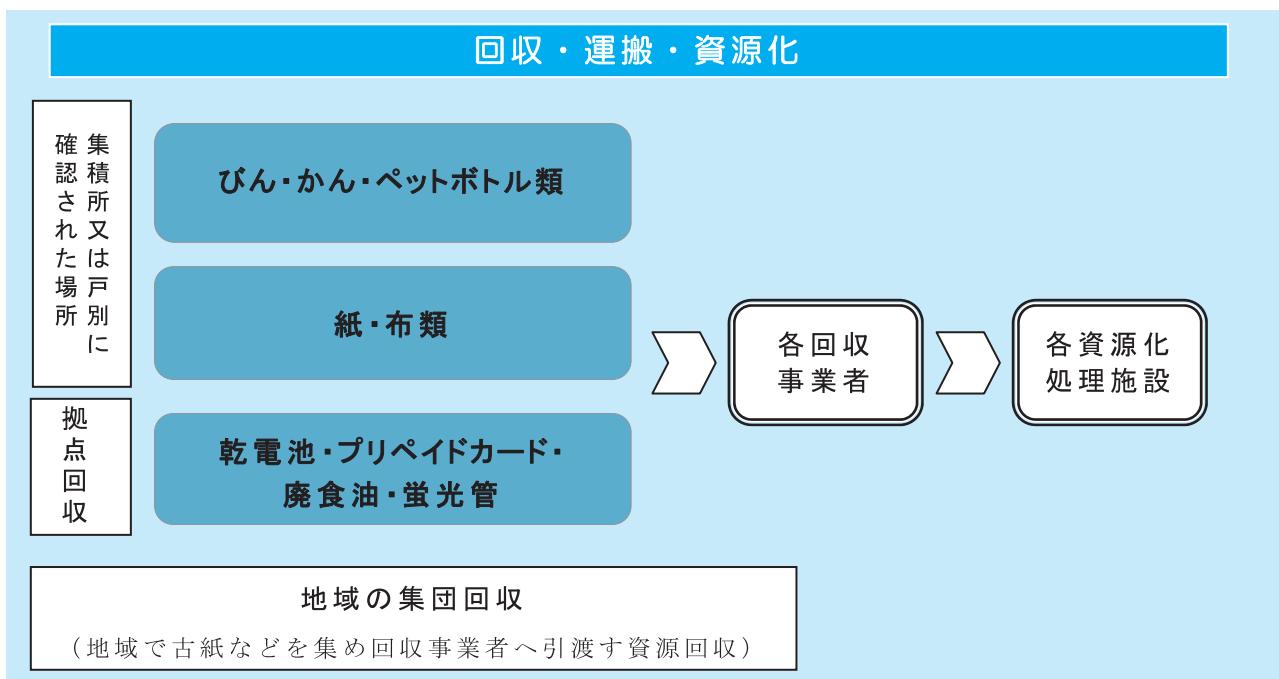
## 6 ごみと資源の流れ

ごみの収集運搬は区、焼却や破碎等の中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理を行っています。最終処分は東京都が設置・管理する最終処分場を使用して埋立処分しています。

### ①ごみの流れ



### ②資源の流れ



# 第3章 基本理念及び基本方針

## 1 基本理念

### 3Rの輪が広がる循環のまち

国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、これまでの量に着目したリサイクルに加えて、循環型社会の質を向上させることや、リサイクルに比べ高い優先順位に位置付けられる2R（リデュース・リユース）の充実を図ることなどを重視しています。

本区においても「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からの転換を図り持続可能な循環型社会を形成するためには、生産、消費、廃棄、それぞれの局面でごみ減量と資源の有効利用を促進し、今まで以上に質の高い循環型社会を構築する必要があります。

新しい公共の役割の増大や、それらを支える情報ネットワークの進展等によって、区民、事業者の自主的な資源回収の取り組み等が進められており、区民、事業者、区それぞれが高い意識を持ちながら、ごみ減量に取り組むしくみを構築していきます。

#### 目指す循環型社会へ向けた4つの視点

##### ①社会的な負担の最適なバランス

循環型社会の形成にあたっては、区民、事業者がごみを排出する主体としての責任を果たし、分別排出への協力や、拡大生産者責任の徹底を始め、様々なごみ減量の取り組みが不可欠です。そのため区は、区民や事業者のごみ減量の取り組みが精神的、物質的両面からメリットにつながるしくみを構築します。

##### ②リデュース・リユースにおける地域の取り組みの拡大と推進

リデュース・リユースにおいては、区民、事業者の取り組みが重要です。区は、コーディネーターとしての役割を積極的に担い、区民の自発的な活動や地域に根ざした商店街等地域の強みを活かしながら、それぞれの取り組みを拡大・発展させていきます。

##### ③市場を通じた民間中心のリサイクル

びん・かん等、市場を通じリサイクル可能なものは、民間事業者がリサイクルを担えるような環境を整えます。具体的には、食品トレーの店頭回収や家電量販店等での家電の引き取りなどの取り組みなどを積極的に活用します。

##### ④安全安心を確保した循環型社会の形成

循環型社会の形成にあたっては、区民の健康や環境への十分な配慮が必要です。衛生処理や有害物質等の適正処理を、区が果たすべき重要な役割ととらえ、清潔で安全安心なまちづくりを目指します。

## 2 基本方針

### 方針1 リデュース・リユースの推進

循環型社会形成推進基本法では、環境負荷の低減のためにごみの発生抑制（リデュース）がなされ、それでも排出されるものについて、まず再使用（リユース）次いで再利用（リサイクル）がなされるべきとしています。このように優先順位が定められているものの、ごみが排出された後の処理を担う行政においては、主にリサイクルによって減量が進められてきました。リサイクルによるごみの減量は着実な成果を上げてきましたが、より一層ごみを減量していくためには、リデュース・リユースによって、ごみが排出される前の段階で減量されることが何より大切です。そのためには区だけでなく、区民、事業者がそれぞれできる取り組みを進めることで、生活そのものを変えていく必要があります。

循環型社会の形成にあたっては、区民や事業者による日々の地道な取り組みを積み重ねることで、大きな成果へとつなげていくことが大切であり、区は一人ひとりの取り組みを広め、つなげていくような、しくみづくりを行います。区は、自発的な取り組みを支援するため、区民ひろば、小中学校、豊島リサイクルセンター、子ども家庭支援センター等の拠点を活用しつつ、情報提供やコーディネーターの役割を担っていきます。

### 方針2 質の高いリサイクルの実現

本区では、平成7年に他区にさきがけた資源の分別収集を開始して以降、順次回収品目や回収回数を増やし、リサイクルの充実を図ってきました。また、町会などの地域組織では古くから行われている古紙等の集団回収に対して報奨金制度を設けるなど、地域におけるリサイクルを支援してきました。

このような取り組みにより、不用品が資源として排出される割合である資源化率は微増傾向にあります。その一方で、本来資源にできるにもかかわらず、ごみとして排出されているものもまだまだあります。そのため区は、これら資源がどのように有効活用されているかを含め、より一層周知に努めることによって、リサイクルの意義を区民に伝えていくとともに、分かりにくい排出方法についてはその変更も含め検討していきます。

また、質の高いリサイクルのためには、それぞれの資源がどのように生まれ変わり、どのように利用されていくのかを見据え、価値の高い資源を優先して回収することも大切です。このような観点から区では、有用金属を有効に活用するため小型家電等の回収を検討していきます。

同時に民間事業者の協力も不可欠です。スーパーマーケット等における食品トレーの店頭回収や家電量販店や携帯電話会社窓口における小型家電類の回収等、民間事業者による資源回収が進められており、区は歩調を合わせながら区全体で資源回収の充実を図ります。

### 方針3 安定的で適正なごみ処理

日々排出されるごみは、そのままでは衛生面での環境悪化や有害物質による汚染などをもたらします。そのため、区は衛生的な処理や有害物質等についての適正処理を、区が果たすべき重要な役割の一つとして位置づけ、区民の健康や環境への影響に十分配慮した、循環型社会の形成を推進します。

一方で、区民は、ごみを排出している責任を正しく認識して、ごみを減少させていくことが重要です。とりわけ、適正処理を支える分別への協力は、資源の有効利用や処理処分費の削減につながります。

また、事業者は、法令上、事業活動に伴って排出される「事業系廃棄物」を事業者自らの責任で処理することが原則とされています。生産・流通・販売の各段階においては、自己処理責任や拡大生産者責任を果たし、廃棄物の処理やりサイクルに対し、適正な責任と負担を担っていくことが求められています。区では、一部の小規模事業者から排出される事業系廃棄物について、例外的に行政収集を行っていますが、その見直しなどを含め、事業者による自己処理責任を徹底することで、適正処理を推進します。

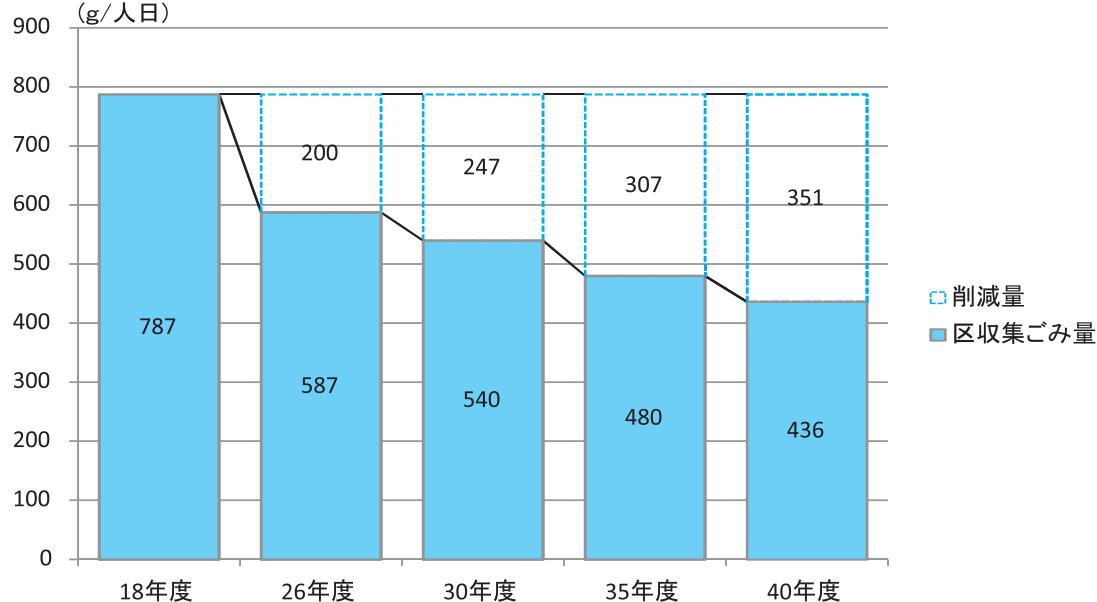
# 第4章 計画目標

## 1 計画目標

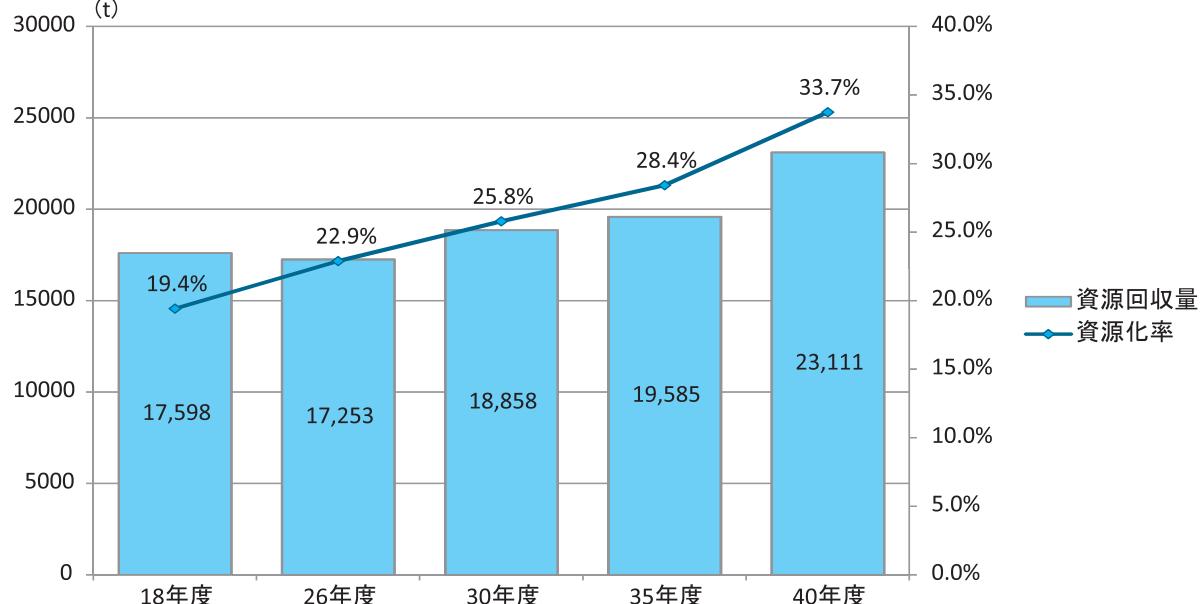
基本理念の実現に向けて、区民、事業者、区の3者で取り組む目標として、区で収集するごみの「一人一日あたりごみ量」と「資源化率」を定めます。

	平成18年度	平成40年度
一人一日あたりごみ量	787g／人日	⇒ 436g／人日
資源化率	19.4%	⇒ 33.7%

(1) 一人一日あたりごみ量の目標（5年ごと）  
(g/人日)



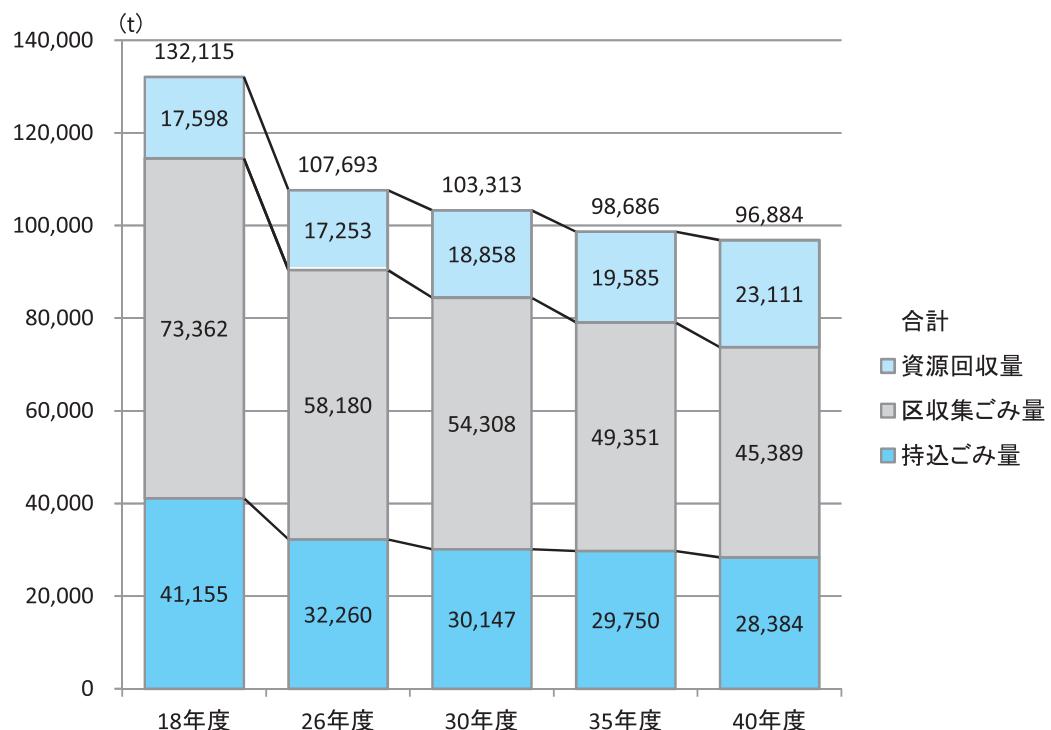
(2) 資源化率の目標（5年ごと）  
(t)



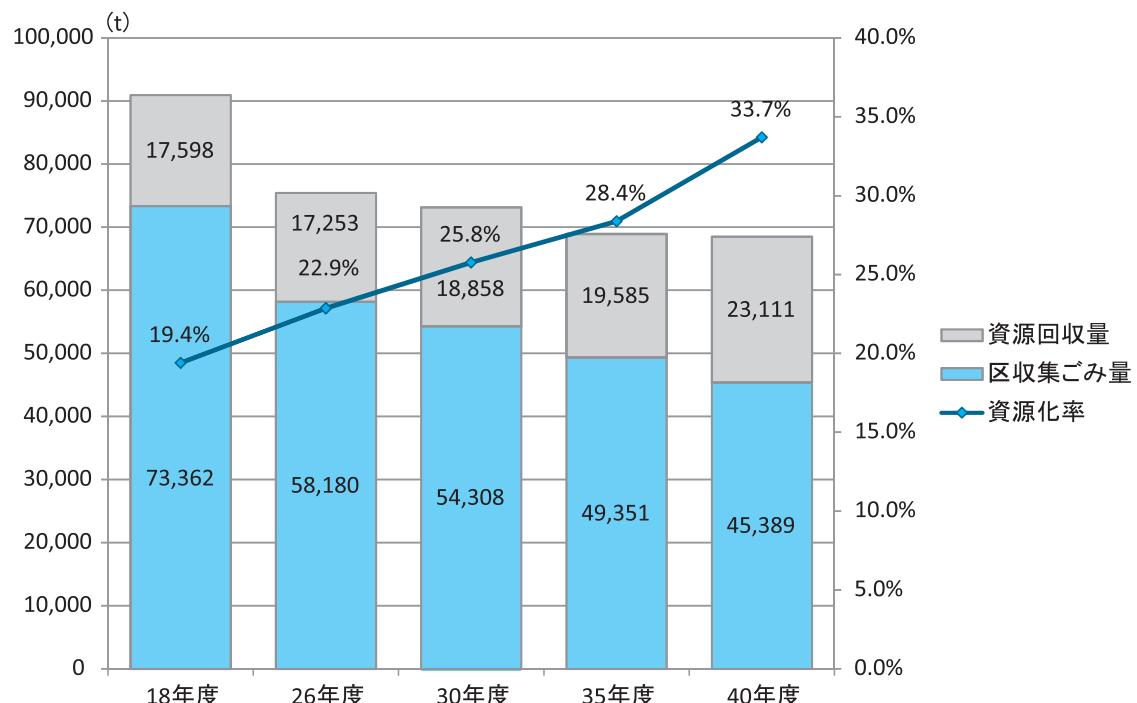
## 2 目標達成によるごみ量の推移

区民、事業者、区の3者がごみ減量に取り組んだ結果、毎年計画目標を達成した場合、豊島区から排出される一般廃棄物の総量及び区が収集するごみと資源化率はそれぞれ下図のとおり推移します。

### (1) 一般廃棄物総排出量の推移



### (2) 区収集ごみ量と資源化率の推移



# 第5章 施策

## 1 施策体系

基本理念

3Rの輪が広がる循環のまち

### 方針1 リデュース・リユースの推進

- 施策1 リデュース・リユース施策の継続的な展開
- 施策2 ごみ減量についての効果的な周知
- 施策3 区民ひろば等の地域拠点の活用
- 施策4 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進
- 施策5 連携の場の創出とリーダー育成

### 方針2 質の高いリサイクルの実現

- 施策1 わかりやすく効果の高い分別の検討
- 施策2 事業者の自主的取り組みとの協働
- 施策3 事業系ごみのリサイクルの促進
- 施策4 集団回収の積極的活用
- 施策5 新たなりサイクルの拡充

### 方針3 安定的で適正なごみ処理

- 施策1 適正分別・適正排出の徹底
- 施策2 有害物質等の適正処理
- 施策3 事業者の民間収集移行促進
- 施策4 各戸収集・有料化

## 2 具体的施策

### (1) リデュース・リユースの推進

#### ①リデュース・リユース施策の継続的な展開

区民や事業者がリデュース・リユースに取り組みやすいよう、区では、国の3R推進月間に合わせた区民公募のマイバッグ展示やリユース食器の貸し出し、フリーマーケット実施団体への支援、リサイクルセンターでの修理を施した粗大ごみの斡旋等の事業を行っています。これらの事業は区民の皆さんに好評をもって利用されていますが、一過性の事業で終わらせることがなく、効果が継続されるよう、他団体等と連携を取りながら事業の展開を図っていきます。

#### ②ごみ減量についての効果的な周知

区民や事業者がリデュース・リユースによるごみ減量を進めるにあたっては、区が「どのように取り組めばよいか」「取り組みによってどれくらい効果があるか」等を効果的に伝えていくことが必要です。近年はネットワーク型の新しい情報メディアが次々に誕生しています。区はこれまでの周知方法に加え、これらの情報メディアを有効に役立てていきます。

また、新しい公共と呼ばれるような地域主体の増加によって、地域のネットワークそのものも活発になりつつあり、NPOや学生等のアイディアを活かせるようしくみを整えます。

#### ③区民ひろば等の地域拠点の活用

リデュース・リユースにおける区民、事業者の取り組みを一過性で終わらせることなく、継続的な効果を生むためには、一人ひとりの取り組みを連携させていくことが必要です。

区では、年齢や使用目的によって利用に制限のあった既存施設を、小学校区を基礎的単位とした区民ひろばとして再編し、地域の多様な活動の拠点としています。区民が情報を交換しあい、取り組みを継続できるような拠点として、区民ひろばを始めとした地域の区有施設を活用していきます。

## ④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進

区民一人ひとりの取り組みに加え、事業者の果たすべき役割がますます期待されています。リデュースにおいては、区民が消費者としてごみ減量を意識した買い物行動を心掛けることが大切であり、買い物を接点として消費者へごみ減量を働きかけることができるよう、区は買い物の機会を通じた啓発等も検討していきます。また、食品トレー やレジ袋といった、商品販売において減量可能な容器包装は、できるだけ使用しないようなしくみづくりを推進します。

## ⑤連携の場の創出とリーダー育成

多様な地域性を持つ豊島区では、地域に応じて分別排出の課題や、ごみ減量に向けた連携の可能性も異なります。一人ひとりの取り組みを地域の実情に合わせて結びつけていくためにも、取り組み状況や課題を共有し、方向性を話し合えることが重要です。

そのためには、区民、流通・販売事業者、排出事業者、教育機関、NPO等の多様な主体がそれぞれの立場を理解しながら、継続してお互いの情報を交換できる場の創出が効果的です。

また連携の場においては、地域のキーパーソンや学生ボランティアといった人材が育成され、町会、商店会、大学、NPO等を結びつける役割を果たすこと必要です。

区は、自発的な取り組みを支援するため、区民ひろば、小中学校、豊島リサイクルセンター、子ども家庭支援センター等の拠点を活用しつつ、情報提供やコーディネーターの役割を担っていきます。

## (2) 質の高いリサイクルの実現

### ①わかりやすく効果の高い分別の検討

質の高いリサイクルを達成するためには、排出段階で適正な分別がなされていることが不可欠です。区民や事業者が、資源となるものを正しく分別し、ごみ減量に努めるためには、正しい分別の継続的な周知徹底を図るだけでなく、分別がわかりやすく出しやすいものであることも重要です。

区では平成25年度に、これまで十字に紐で縛ることをお願いしていた厚紙製の箱や包装紙について、紙袋でも出せるよう変更しました。今後も区民が資源を出しやすいよう、プラスチック等についても分かりやすい分別の検討を進めます。

### ②事業者の自主的取り組みとの協働

スーパーマーケットをはじめとした小売店では、食品トレイ等の店頭回収の取り組みが進められています。また、池袋駅周辺に多く集積する家電量販店等では、一部で小型家電等の店頭回収の取り組みが見られます。このような事業者の自主的な資源回収の取り組みは、国内有数の商業集積地である池袋を抱える区の特性を活かす観点からも、積極的に活用すべきです。区は可能な限り事業者との協働を図りながら、区民がこれらの回収ルートを利用しやすい環境を整えます。

### ③事業系ごみのリサイクルの促進

池袋駅周辺に飲食店が多く集積する豊島区では、事業者から排出される生ごみの一層の減量が求められます。また、区内にはオフィス事務所や小売店も多く、排出されるシュレッダーごみや段ボール等の紙ごみも相当量を占めると予想されます。

自己処理責任が求められる事業系ごみは、大規模事業所を始めとして多くが一般廃棄物処理業者へ処理委託をしていますが、小規模排出事業者については例外的に有料で区が家庭ごみと合せて収集しています。しかし、このような小規模事業者からの排出は、それぞれは少量であっても、総体は見過ごせない量となっており、小口の排出をまとめ民間収集事業者への回収移行を進めることで、民間同士での適正なリサイクルの促進を図る必要があります。そのため、区では、調査等により排出実態を把握しながら、減量や資源化の方策を検討していきます。

## ④集団回収の積極的活用

町会などの地域組織による自主的な資源回収運動として歴史のある集団回収は、良質な資源を回収できるだけでなく、ごみ減量意識の醸成や地域コミュニティの活性化にも役立っています。また、紙類資源の回収への寄与度が大きいことから、引き続き集団回収を有用な回収方法と位置付ける方向が望ましいと言えます。

一方で近年、担い手の固定化・高齢化や実践団体の減少などにより回収実績が伸び悩んでいる実状も踏まえ、地域の変化に対応しつつ、多様な主体と協力することにより、事業の継続・拡大を図っていきます。

## ⑤新たなりサイクルの拡充

平成25年4月、使用済小型家電等の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。市区町村は適正な回収に努めることとされているものの、回収品目や回収方法は任意とされています。区においても平成25年3月より、粗大ごみ中継所において、金属分を含む粗大ごみを選別したうえで、資源化事業者に引き渡す、いわゆるピックアップ方式を試験的に開始していますが、金属・陶器・ガラスごみで排出されている品目についても回収・資源化方法等の検討を進めます。

### (3) 安定的で適正なごみ処理

#### ①適正分別・適正排出の徹底

適正に分別しマナーを守って排出することは、効率的で安定的な処理やまちの景観のために不可欠です。そのため区民への説明や巡回パトロール等、継続的な排出指導を行うとともに、不法投棄の防止に努めます。

また、事業者についても、事業用建築物の所有者に、廃棄物管理責任者の設置を求め、計画書の作成、ごみや資源の集積所の確保を指導することで、事業用中小規模建築物の適正処理を推進します。

#### ②有害物質等の適正処理

多種多様な物質や製品は区民生活に便利さをもたらしている一方、健康や環境への影響が懸念される有害な物質が含まれていることも少なくありません。循環型社会の形成のためには、生産、消費、廃棄のそれぞれの段階において適正に処理処分されることが求められます。

区は、有害物質等を含む製品の情報や正しい分別方法などを周知することで、適正処理の徹底を図ります。また、家庭から多く排出される水銀含有製品について、安定的に処理するため、平成24年度から蛍光管のボックス回収を開始しました。その他、適正処理が必要である製品については、引き続き検討を進めます。

#### ③事業者の民間収集移行促進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、事業活動に伴って排出される「事業系廃棄物」は、事業者自らの責任で処理することが原則とされているため、事業系ごみの民間収集移行を促進します。例外的に有料で行政収集を行っている一部事業者については、有料ごみ処理券の適正貼付指導を継続していきます。

また、現在、まちの美観確保を目的に、池袋駅周辺で行っている月曜日から土曜日までの毎日収集は、美観確保に一定の効果が見られるものの、少量排出事業者の区収集への排出のインセンティブにもなっていることから、縮小の方向で見直していきます。

#### ④各戸収集・有料化

戸別収集は自らの排出した量が明確に把握できるため、ごみ減量効果が高いとされています。また、家庭ごみの有料化は、発生抑制やリサイクルの推進に効果があるばかりでなく、排出量に応じた負担の公平を確保できるとされています。

区では、ごみの排出がもたらす負担を社会全体で分かち合うためにも、これら施策の導入を見据えていますが、とりわけ有料化の導入にあたっては、区民の理解や協力を得る必要があることや、他自治体との調整もあることから慎重に検討を進めます。

# 第6章 生活排水処理基本計画

## 1 基本方針

本区の下水道普及率は昭和53年に100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理しています。

残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は収集運搬し、品川清掃作業所で固形分を取り除いた後、下水道排出基準以下まで希釈して公共下水道に放流します。

## 2 基本計画

家庭及び事業者から排出される生活排水については、残存する一般家庭のくみ取り戸の状況などを勘案のうえ、公共下水道で処理されるように引き続き働きかけます。

また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき、一般廃棄物処理業者による処理に委ねます。

## 3 処理の区分・主体

し尿等の収集運搬あるいは処分の主体は、原則として以下のとおりです。

家庭系のくみ取りし尿の収集運搬は、収集体制を有している板橋区に委託しています。

区分		収集運搬	処分
家庭系	し尿	豊島区（板橋区に委託）	東京二十三区 清掃一部事務組合
	浄化槽汚泥（汚水を含む）	一般廃棄物収集運搬業者	
事業系	し尿	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者
	し尿混じりのビルピット汚泥		

## 用語解説

### 拡大生産者責任

製品などの製造者や販売者が、環境負荷の低減や自主的な回収を行うなど、その製品などの廃棄・処分に至るまで一定の責任を負うこと。

### 自己処理責任

廃棄物処理法では、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系廃棄物）を自らの責任において適正に処理しなければならない」としており、具体的には、自ら処理あるいは廃棄物処理業者へ委託することを原則としている。

### 静脈ビジネス

製品の製造・配送等を行う産業が動脈産業と呼ばれるのに対し、静脈産業とは製品が廃棄物等となった後にその適正なリサイクルや処分等を行う産業を指す。また、特に、廃棄物等の適正なリサイクルや処分等を行うための物流を静脈物流という。

### 新パイロットプラン・新資源回収事業

本区では、平成14年度から、8品目12分別の資源を毎週1回集積所等において行政が回収する「新パイロットプラン」を展開した。平成20年10月からは、資源回収の回数を週2回に倍増するとともに、廃プラスチックサーマルリサイクルを導入した「新資源回収事業」に移行している。

### 水平リサイクル

品質の低下を伴わず、同種の製品に再生できるリサイクル。

### 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

有用金属が多く使用されているにもかかわらず、大部分がそのまま廃棄されている小型電子機器等の適正な再生利用を定めた法律。略称「小型家電リサイクル法」。

### 第三次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたもの。概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、平成25年5月に第三次循環基本計画が策定された。

### 廃プラスチックサーマルリサイクル

ごみとして排出されるプラスチックを清掃工場で焼却し、焼却時に発生した熱をエネルギーとして回収するリサイクル手法。

### ビルピット汚泥

ビルピットとは、汚水、雑排水、地下水、雨水、厨房排水などを下水道放流するまでの間、一時貯留するためにビルの地下部分に設置した排水槽。ビルピット汚泥は、そのビルピットから発生する汚泥のこと。

### 毎日収集

まちの美観保持、カラス対策などを目的に、池袋駅周辺の繁華街地域のごみは、毎日早朝に収集している。

### 2R

発生抑制（リデュース：Reduce）再使用（リユース：Reuse）再生利用（リサイクル：Recycle）の頭文字をとった用語3Rのうち、優先度の高い発生抑制と再使用を指す用語。

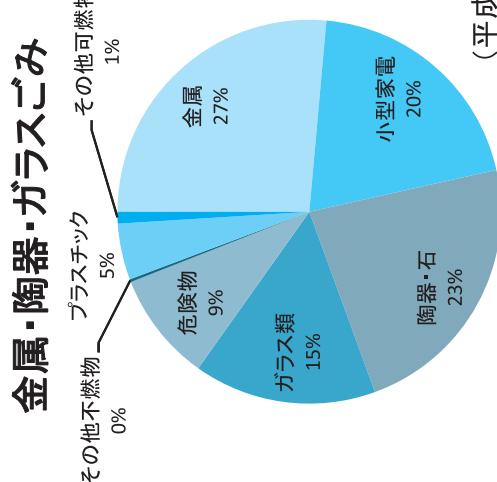
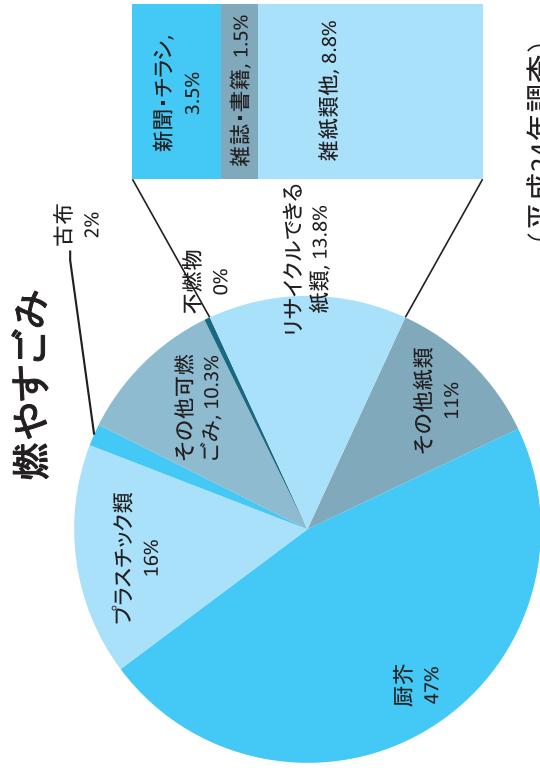


# 資料編



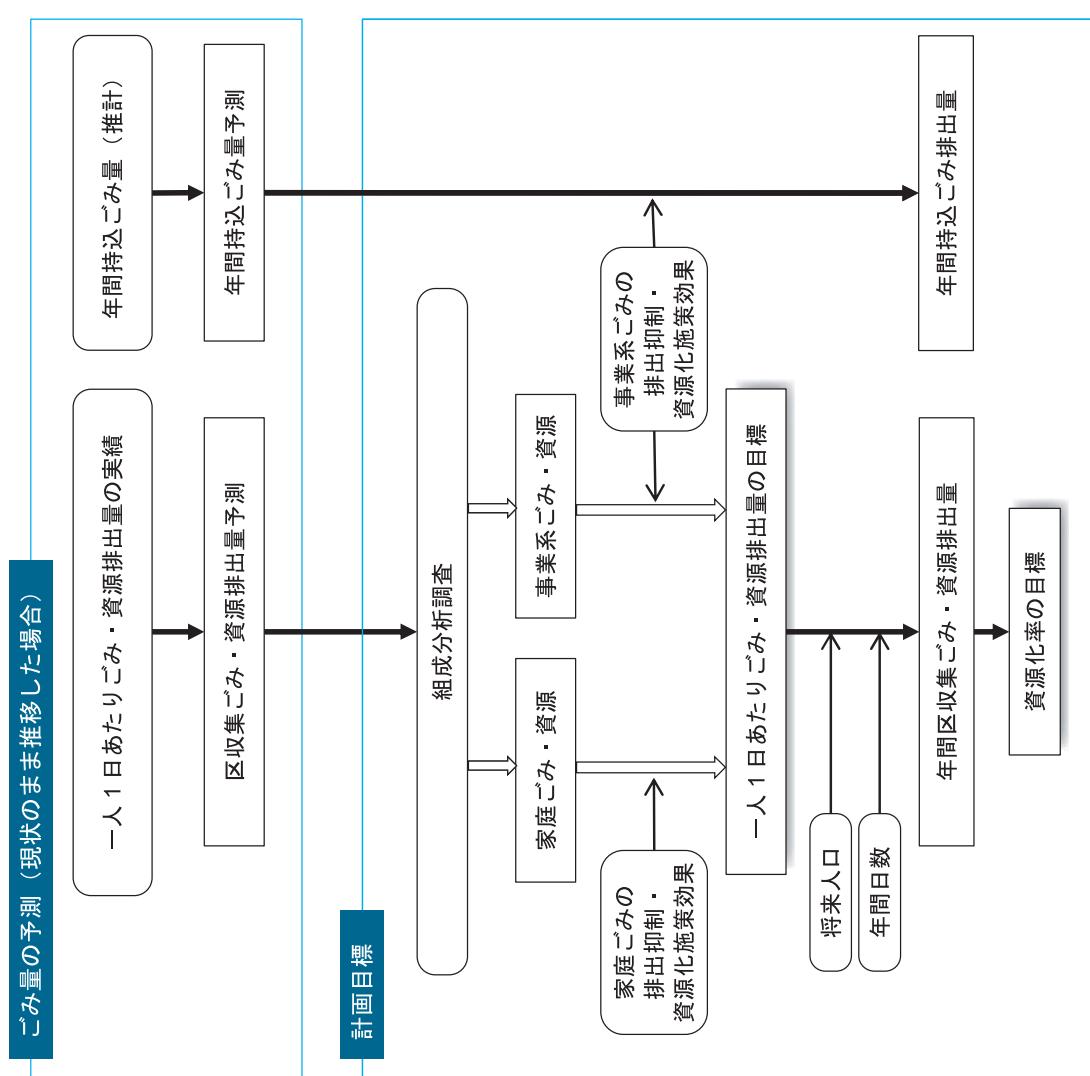
## 家庭系ごみの組成

### 資料 1



### 豊島区のごみ量の予測と計画目標の設定フロー

### 資料 2



※無作為に抽出した約100世帯の家庭ごみを分析調査(排出原単位)した結果である

※持込ごみ…事業者や区の許可した一般廃棄物処理業者(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者)によって、清掃工場や埋立処分場などに直接持ち込まれる事業系一般廃棄物。

# 豊島区のごみ量の予測と計画目標

## ごみ量の予測

◆将来のごみ量予測は、過去(平成19年度～24年度までの6年間)の実績値に基づいて推計を行って

	実績値							
年度	18	24	26	27	28	29	30	
人口(人)	a	255,321	268,725	271,340	272,466	273,549	274,616	275,671
区収集ごみ量(t/年)	b	73,362	59,964	59,272	58,815	58,112	57,634	57,210
資源回収量(t/年)	c	17,598	16,459	16,428	16,412	16,316	16,275	16,241
区収集ごみ量+資源回収量(t/年) $d=b+c$		90,960	76,423	75,700	75,227	74,428	73,909	73,451
区民一人1日あたりのごみ量(g/人日) $e=b \div a \div 365$ 日		787g/人日	611g/人日	599g/人日	590g/人日	582g/人日	575g/人日	569g/人日
資源化率(%) $f=c \div d$		19.3%	21.5%	21.7%	21.8%	21.9%	22.0%	22.1%
(参考)								
持込ごみ量(t/年)	g	41,155	33,577	32,260	31,646	31,097	30,601	30,147

## 計画目標

◆目標の設定は、施策による発生抑制や資源回収量の増加によるごみ減量などを反映しています。

	実績値							
年度	18	24	26	27	28	29	30	
人口(人)	a	255,321	268,725	271,340	272,466	273,549	274,616	275,671
区収集ごみ量(t/年)	b	73,362	59,964	58,180	57,392	56,272	55,296	54,308
資源回収量(t/年)	c	17,598	16,459	17,253	17,702	18,054	18,455	18,858
区収集ごみ量+資源回収量(t/年) $d=b+c$		90,960	76,423	75,433	75,094	74,326	73,751	73,166
区民一人1日あたりのごみ量(g/人日) $e=b \div a \div 365$ 日		787g/人日	611g/人日	587g/人日	576g/人日	564g/人日	552g/人日	540g/人日
資源化率(%) $f=c \div d$		19.3%	21.5%	22.9%	23.6%	24.3%	25.0%	25.8%
(参考)								
持込ごみ量(t/年)	g	41,155	33,577	32,260	31,646	31,097	30,601	30,147

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

基準

短期  
▲31.4%

### 資料 3

います。

推計値									
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
276,722	277,763	278,787	279,787	280,774	281,739	282,666	283,573	284,486	285,416
56,987	56,491	56,181	55,897	55,788	55,394	55,164	54,950	54,903	54,575
16,258	16,192	16,175	16,160	16,193	16,140	16,131	16,125	16,165	16,120
73,245	72,683	72,356	72,057	71,981	71,534	71,295	71,075	71,068	70,695
563g/人日	557g/人日	552g/人日	547g/人日	543g/人日	539g/人日	535g/人日	531g/人日	527g/人日	524g/人日
22.2%	22.3%	22.4%	22.4%	22.5%	22.6%	22.6%	22.7%	22.7%	22.8%
29,730	29,344	28,985	28,649	28,333	28,035	27,753	27,486	27,232	26,990

中期  
▲31.0%

長期  
▲33.4%

目標値									
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
276,722	277,763	278,787	279,787	280,774	281,739	282,666	283,573	284,486	285,416
53,459	52,307	51,289	50,258	49,351	48,469	47,709	46,940	46,293	45,389
19,046	19,130	19,265	19,398	19,585	20,242	20,953	21,667	22,448	23,111
72,505	71,437	70,554	69,656	68,936	68,711	68,662	68,607	68,741	68,500
528g/人日	516g/人日	504g/人日	492g/人日	480g/人日	471g/人日	462g/人日	454g/人日	445g/人日	436g/人日
26.3%	26.8%	27.3%	27.8%	28.4%	29.5%	30.5%	31.6%	32.7%	33.7%
30,014	29,911	29,835	29,782	29,750	29,448	29,161	28,890	28,631	28,384

中期  
▲39.0%

長期  
▲44.6%



**第三次 豊島区一般廃棄物処理基本計画**

**－3Rの輪が広がる循環のまち－**

**2014 ➤ 2028**

**平成26年3月発行**

**編集・発行**

**豊島区清掃環境部資源循環課**

**〒170-8422**

**東京都豊島区東池袋1-18-1**

**TEL(03)3981-1320(直通)**

**豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>**

